

山形県総合文化芸術館（山形魅力発信モール）  
指定管理者募集要項

令和 7 年 8 月  
山 形 県



# 山形県総合文化芸術館（山形魅力発信モール）指定管理者募集要項

山形県総合文化芸術館（山形魅力発信モール）の効果的かつ効率的な管理運営を行うため、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年 3 月県条例第 11 号。以下「手續条例」という。）及び山形県総合文化芸術館条例（平成 30 年 3 月県条例第 36 号。以下「総合文化芸術館条例」という。）に基づき、指定管理者を次のとおり募集します。

## 1 募集の概要

### （１）施設の名称

山形県総合文化芸術館（山形魅力発信モール）

### （２）指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで

### （３）指定管理者の募集及び選定の方法

公募とし、申請者から提出のあった事業計画書の内容等について、山形県観光文化スポーツ部指定管理者審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査したうえで、候補者を選定します。

### （４）審査結果等の通知及び公表

審査結果は、申請者に対して通知するとともに、山形県ホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp>）、観光文化スポーツ部県民文化芸術振興課のページへの掲載等により公表します。

### （５）協定の締結

県は、県議会の議決を経て、選定された候補者を指定管理者に指定します。その後、指定管理者と細目について協議を行い、協定を締結します。

### （６）問合せ先

山形県観光文化スポーツ部県民文化芸術振興課  
県民文化館・西口広場にぎわい創出推進室  
〒990-8570 山形市松波二丁目 8 番 1 号  
電 話 023-630-2903  
F A X 023-624-9908  
E-Mail 県ホームページ下部の「お問い合わせフォーム」から

## 2 施設の概要

### （１）施設の概要

- |         |                                             |
|---------|---------------------------------------------|
| ① 所在地   | 山形市双葉町一丁目 2 番 38 号                          |
| ② 構造    | 鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄筋コンクリート造、鉄骨造<br>地上 5 階、地下 1 階 |
| ③ 敷地面積  | 32,643 m <sup>2</sup> （駐車場・イベント広場等含む。）      |
| ④ 建築面積  | 8,333 m <sup>2</sup>                        |
| ⑤ 延床面積  | 16,152 m <sup>2</sup> （屋根付き通路及び別棟の建物を含む。）   |
| ⑥ 設置年月日 | 令和元年 12 月 1 日                               |
- ※ 詳細は別添「山形県総合文化芸術館施設概要書を参照してください。

### （２）指定管理者が管理する範囲について

運営事業者の専門性をより発揮してもらうため、管理する範囲を以下の 2 つに分離します。この募集要項に基づき選定される指定管理者の管理する範囲は、アとします。

ア 山形魅力発信モール（県産品を取り扱うショップ、県産食材を活用した飲食店等）及び一般利用者用駐車場

※ 現指定管理者 株式会社清川屋

イ アを除く施設全体（大ホール、スタジオ、練習室、会議室、楽屋、イベント広場等（以下「文化機能」という。）を含む。）

※ 現指定管理者 みんぐるやまがた

### 3 指定管理者が行う業務（山形県総合文化芸術館条例第9条に規定する業務）

（1）総合文化芸術館（山形魅力発信モール及び一般利用者用駐車場）の運営に関する業務

（2）総合文化芸術館の施設及び設備の維持管理に関する業務（文化機能指定管理者が行うものを除く。）

（3）その他総合文化芸術館の管理に関し知事が必要と認める業務

※ 詳細は別添「山形県総合文化芸術館（山形魅力発信モール）管理運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）」を参照してください。

### 4 指定管理者募集に関する事項

#### （1）指定管理者の募集及び選定スケジュール

主な手続の実施スケジュールは、次のとおりです。

- |               |                      |
|---------------|----------------------|
| ① 募集要項等の配布    | 令和7年8月8日（金）～9月2日（火）  |
| ② 質問書の受付      | 令和7年8月8日（金）～9月8日（月）  |
| ③ 現地説明会の開催    | 令和7年9月2日（火）          |
| ④ 申請書類の受付     | 令和7年9月2日（火）～9月19日（金） |
| ⑤ 審査          | 令和7年10月上旬～中旬予定       |
| ⑥ 選定された候補者の公表 | 令和7年11月予定            |
| ⑦ 指定管理者の指定    | 令和8年1月予定             |
| ⑧ 指定管理者との協定締結 | 令和8年2月予定             |

#### （2）指定管理者の募集手続

##### ① 募集要項等の配布

ア 配布期間 令和7年8月8日（金）から9月2日（火）までの午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

イ 配布場所 山形県観光文化スポーツ部県民文化芸術振興課 県民文化館・西口広場にぎわい創出推進室

なお、県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp>）からも入手することができます。

##### ② 募集に関する質問書の受付

ア 受付期間 令和7年8月8日（金）から9月8日（月）午後5時15分（必着）まで

イ 提出方法 持参、郵送、電子メール又はFAXで、1（6）の問合せ先まで期間内に文書で送付してください。

なお、質問書を送付した場合は、必ず電話で到達を確認してください。様式は自由です。ただし、電話、来訪など口頭による質問は受け付けません。

ウ 回答方法 質問書に対する回答は、質問書を提出した法人又は団体に電子メール等で随時回答するとともに、前記の県ホームページに掲載します。

##### ③ 現地説明会

ア 開催日時 令和7年9月2日（火）午後2時00分から

イ 集合場所 山形県総合文化芸術館 練習室2

ウ 参加人員 各法人等（共同企業体の場合は当該共同企業体で）4名以内

エ 申 込 方 法 等 現地説明会参加申込書（様式①）により、持参、郵送、電子メール又は F A X で、山形県観光文化スポーツ部県民文化芸術振興課 県民文化館・西口広場にぎわい創出推進室に令和 7 年 8 月 28 日（木）午後 5 時 15 分（必着）までにお申し込みください。

なお、現地説明会参加申込書を送付した場合は、必ず電話で到達を確認してください。

オ そ の 他 申請を希望する法人等（共同企業体の場合は、構成員のいずれかでも可）は、必ず参加してください。

④ 申請書類の受付

ア 受 付 期 間 令和 7 年 9 月 2 日（火）から 9 月 19 日（金）まで（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

イ 受 付 方 法 山形県観光文化スポーツ部県民文化芸術振興課 県民文化館・西口広場にぎわい創出推進室まで、持参又は郵送してください。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り受け付けます。

⑤ 審査

10 月上旬から中旬の間に実施予定です。ヒアリングを実施する場合は、別途、申請者に通知します。

⑥ 候補者の選定

審査委員会における審査結果に基づき、候補者を選定し、申請者全員に結果を通知するとともに、前記の県ホームページにおいて公表します。（11 月予定）

⑦ 指定管理者の指定

県議会の議決後に、候補者を指定管理者に指定します。（令和 8 年 1 月予定）

⑧ 指定管理者との協定締結

指定管理者の指定後に協定を締結します。（令和 8 年 2 月予定）

（3）申請に関する事項

① 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。アの要件を除き、再委託先についても同様とします。

ア 県内に主たる事務所（本店）を有すること。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

ウ 山形県から指名停止措置を受けていないこと。

エ 国税及び地方税を滞納していないこと。

オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

カ 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号に規定する者に該当する者を除く。）。

- ・ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ・ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
- ・ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

キ 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。

ク 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から 2 年を経過しない者でないこと。

ケ 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受けた又は登録を受ける予定であること。

コ 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員がアからケまでの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- ・ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
- ・ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
- ・ 代表となる法人等が納税地を所管する税務署長に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 57 条の 6 第 1 項ただし書に規定する届出書を提出し、又は提出する予定であること。

② 複数の団体による共同申請

サービスの向上又は効率的な運営を図るうえで必要な場合は、複数の法人等が共同企業体を構成して申請することができます。この場合は、次の③のエからカまでの書類は、構成員ごとに提出してください。

③ 申請書類

申請時には、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を **14 部（正本 1 部、副本 13 部）** 提出してください。

| 区分 |                                                       | 備考                                                                                                                       |
|----|-------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア  | 指定管理者の指定申請書                                           | 様式②<br>手続条例施行規則別記様式第 1 号                                                                                                 |
| イ  | 法人等の概要                                                | 様式③<br>※ 共同企業体が申請を行う場合には、共同企業体申請構成表（様式④）も提出してください。                                                                       |
| ウ  | 事業計画書、収支計画書                                           | 様式⑤－1～⑤－6<br>記載事項については、様式中に記載しています。<br>現指定管理者が申請者の場合、指定を受けた期間すべての「サービス提供・管理運営状況に係る検証等結果【検証シート】」を審査会時に事務局より提出し、審査の参考とします。 |
| エ  | 山形県総合文化芸術館（山形魅力発信モール）指定管理者の申請者に必要な資格を満たしていることの申立書     | 様式⑥                                                                                                                      |
| オ  | 労働関係法令の遵守に関する誓約書                                      | 様式⑦                                                                                                                      |
| カ  | 関係書類                                                  |                                                                                                                          |
| a  | 指定管理者の指定を受けようとする法人等の定款、寄附行為若しくは規約及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類 |                                                                                                                          |

|   |                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---|-------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| b | 法人等における申請の日の属する事業年度より前3箇年分の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、財産目録その他法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類 | 申請の日の属する事業年度に設立された法人等においては、設立時の財産目録等                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| c | 法人等の役員の名簿及び履歴書                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| d | 法人等が現に行っている業務の概要並びに法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類                                    | 会社概要・業務概要、本社及び事務所所在地等、従業員数、指定管理業務に従事する人数、新たに雇用する人数及び雇用する地域、経営理念、組織図、主たる事業の実績、売上高等を記載した書類、就業規則等                                                                                                                                                                                                          |
| e | 消費税納税証明書及び法人の場合は法人税納税証明書                                                      | 税務署が発行する直近1年間の証明書。提出日において発行の日から3箇月以内のものに限る。                                                                                                                                                                                                                                                             |
| f | 山形県税について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書                                     | 総合支庁が発行する直近1年間の証明書。提出日において発行の日から3箇月以内のものに限る。                                                                                                                                                                                                                                                            |
| g | 市町村税について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書                                     | 市町村が発行する直近1年間の証明書。提出日において発行の日から3箇月以内のものに限る。                                                                                                                                                                                                                                                             |
| h | 社会保険への加入状況を確認できる書類                                                            | [雇用保険] 下記の書類のいずれか <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資格取得等確認通知書（写）</li> <li>・ 直近の概算保険料又は確定保険料申告書（写）及び領収済通知書（写）</li> </ul> [健康保険及び厚生年金保険] 下記の書類のいずれか <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（写）</li> <li>・ 被保険者報酬月額基礎届に伴う標準報酬決定通知書（写）</li> <li>・ 直近の保険料の領収通知書（写）</li> </ul> |
| i | その他審査の参考となる資料                                                                 | 法人等がこれまで運営した類似施設の実績がわかるもの                                                                                                                                                                                                                                                                               |

※ 上記の提出書類のうち、該当しないものがある場合は、該当のない提出書類の名称と該当のない理由を記載した書類（任意様式）を提出してください。

#### ④ 留意事項

- ア 必要に応じて関連法人等の財務諸表や金融機関の支援体制等の資料を求める場合があります。
- イ 申請に際して必要となる費用はすべて申請者の負担とします。
- ウ 提出された申請書類は、理由のいかんを問わず返却しません。
- エ 申請から県議会における指定の議決までの間に、法人等の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名に変更があった場合は、速やかに、山形県知事あて変更届（任意の様式）を提出してください。

#### （４）欠格事項

申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請者を失格とします。

- ① 本募集要項に定めた資格・要件が備わっていない場合
- ② 事業計画書において、指定管理料が県の提示する額を上回っている場合
- ③ 複数の事業計画書を提出した場合

- ④ 様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しない場合
- ⑤ 審査委員会の委員に個別に接触した場合
- ⑥ 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- ⑦ 申請書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ⑧ その他不正な行為があった場合

## 5 経費に関する事項

### (1) 指定管理料の支払い

山形県総合文化芸術館は、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に定める利用料金制を採用します。

指定管理者は、山形魅力発信モール及び一般利用者用駐車場の運営により生ずる収入等をもって本業務を行うものとし、その額が現に業務の実施に要した費用に満たない場合においても、県から指定管理料の追加支払いは行いません。

ただし、一般利用者用駐車場、厨房及び県が整備した設備等の修繕に要する経費についてのみ指定管理料として支払います。

### (2) 上限額

- ① 指定期間中に県が支払う指定管理料の上限額（消費税及び地方消費税を含む。）は次のとおりとします。

| 令和8年度     | 令和9年度     | 令和 10 年度  | 令和 11 年度  | 令和 12 年度  | 令和 13 年度  | 計          |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 2, 500 千円 | 2, 500 千円 | 2, 500 千円 | 2, 500 千円 | 2, 500 千円 | 2, 500 千円 | 15, 000 千円 |

※ 申請の際は、この上限額以内で収入額（指定管理料）及び支出額（修繕費）を提示してください。

なお、各年度においても年度上限額以内となるようにしてください。上限額を超えた申請は受理しません。

- ② 指定管理料については、事業計画書に提示のあった金額を参考に指定管理者と協議を行い、年度協定に定めます。

なお、実際の指定管理料は、指定管理者が申請時に提示した額ではなく、これを上限として毎年度定める予算により確定します。（年度によっては指定管理者の提示金額に満たない場合があります。）

### (3) 指定管理料の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準として、分割して指定管理料を支払います。支払方法、時期については、年度協定で定めます。

### (4) 経費負担等

県と指定管理者の経費負担（営業開始前に必要となる経費も含む。）の条件等については、仕様書に定めます。

### (5) 会計処理

山形県総合文化芸術館（山形魅力発信モール）の管理運営に係る会計処理は、指定管理者の他の事業と区別して専用の口座で経理してください。

### (6) 施設命名権（ネーミングライツ）との関係

山形県総合文化芸術館は、施設命名権（ネーミングライツ）を導入しています。施設命名権が更新された場合、指定管理者は必要に応じて、ホームページやパンフレットの変更等の対応を行って



ください。なお、ホームページやパンフレットの変更等に係る費用については、原則として指定管理者が負担するものとします。

山形魅力発信モールの呼称に関しては、県と協議のうえ、指定管理者が付与することができます。

## 6 納付金に関する事項

### (1) 納付金の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準として、県に納付金を支払っていただきます。

支払方法、時期については、年度協定で定めるものとします。

### (2) 納付金の対象、納付金額

納付金の対象及び納付金額の算定方法については、仕様書に定めます。

## 7 審査及び選定に関する事項

### (1) 審査方法

審査委員会において、申請者から提出のあった事業計画書の内容等について、次の審査基準に基づく各申請者の得点を参考のうえ、より良い地域社会を形成する観点を含めて総合的に審査し、候補者を選定します。

### (2) 選定基準

- ① 事業計画書の内容が、本県の魅力の県内外への発信、広域的な誘客・交流や県内各地での賑わい創出の促進に寄与するものであること。
- ② 事業計画書の内容が、山形魅力発信モール及び一般利用者用駐車場の施設及び設備の適切な維持管理を図ることができるものであること。
- ③ 当該法人等が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財務的基盤及び人員を有するものであること。また、事業計画書の内容が、利用者に対するサービスの向上を図ることができるものであること。

### (3) 選定基準ごとの審査項目及び配点

| 選定基準            | 審査項目                      | 審査のポイント                                                                                                                                                                  | 確認書類                                                                       | 配点等               |    |
|-----------------|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|-------------------|----|
| Ⅰ<br>基本事項       | 1 施設の設置目的と管理運営方針          | ○県が示す管理運営方針と申請者が提案した方針は合致するか。<br>○申請者の経営モラルは適切か。                                                                                                                         | 事業計画書 Ⅰ-1(1)<br>(基本的な考え方)                                                  | 満たしていなければ<br>「失格」 |    |
|                 | 2 収支計画の適確性及び実現の可能性        | ○申請者が提示した指定管理料は、県が示した上限額以内となっているか。<br>○収支の積算と事業計画は整合性が図られているか。<br>○収支計画（売上目標を含む。）は実現可能で持続可能なものか。<br>○業務遂行のための適切な積算となっているか。<br>○現指定管理者が申請者の場合は、現事業計画の履行状況から、次期事業計画は実現可能か。 | 事業計画書 Ⅱ-4、Ⅱ-5<br>サービス提供・管理運営<br>状況に係る検証等結果<br>【検証シート】<br>(売上目標)<br>(収支計画書) |                   |    |
|                 | 3 施設の維持管理の適確性             | ○当該施設を適切かつ安定的に管理運営する能力があるか。<br>○県が求める維持管理の基準に合致しているか。<br>○施設の安全管理、利用者の安全管理の取組みは明確か。                                                                                      | 事業計画書 Ⅲ-1(1)(2)<br>(3)<br>(店舗管理)<br>(駐車場維持管理)<br>(安全管理)                    |                   |    |
|                 | 4 労働法令の遵守                 | ○労働関係法令は遵守しているか。<br>○最低賃金は遵守しているか。                                                                                                                                       | 労働法令違反状況、最低賃金の遵守状況等                                                        |                   |    |
| Ⅱ<br>施設の平等利用の確保 | 1 平等利用を図るための具体的手法と期待されるか。 | ○高齢者や障がい者等、全ての利用者の平等な利用や利用しやすさに配慮されているか。                                                                                                                                 | 事業計画書 Ⅰ-1(1)、Ⅱ-1、Ⅱ-1、Ⅱ-3<br>(基本的な考え方)                                      | 5点                | 5点 |

|                                                                       |                                        |                                                                                                                                                                                                                      |                                                                |      |      |
|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|------|------|
|                                                                       | る効果                                    | ○事業内容に偏りがいないか。                                                                                                                                                                                                       | (物販エリアの管理運営)<br>(飲食エリアの管理運営)<br>(一般利用者用駐車場の管理運営)               |      |      |
| Ⅲ<br>事業計画書<br>の内容が施設<br>の目的を<br>効果的かつ<br>効率的に達<br>成すること<br>ができるこ<br>と | 1 物販エリアの<br>管理運営                       | ○県が示す基本方針と申請者が提案した方針は合致するか。<br>○店舗のコンセプト、店舗内のレイアウト等は具体的で効果的なものとなっているか。<br>○取扱商品の選定、調達方法、販売方法等に関する考え方が適切か。<br>○集客・販売促進への取組み（文化機能での催事時の対応や、連携した販売促進の取組みを含む。）は十分か。<br>○地元企業の参画・活用や地域経済への貢献を考慮しているか。                     | 事業計画書 I-1、I-3、II-1<br>(管理運営基本方針)<br>(店舗のコンセプト)<br>(物販エリアの管理運営) | 25 点 | 55 点 |
|                                                                       | 2 飲食エリア<br>の管理運営                       | ○県が示す基本方針と申請者が提案した方針は合致するか。<br>○店舗のコンセプト、店舗内のレイアウト、その整備経費の提案は具体的で効果的なものとなっているか。<br>○料理提供方法、メニュー、本県の食の魅力の発信等に関する考え方が適切か。<br>○集客・販売促進への取組み（文化機能での催事時の対応や、連携した販売促進の取組みを含む。）は十分か。<br>○地元企業の参画・活用や地域経済への貢献を考慮しているか。       | 事業計画書 I-1、I-3、II-2<br>(管理運営基本方針)<br>(店舗のコンセプト)<br>(飲食エリアの管理運営) | 25 点 |      |
|                                                                       | 3 一般利用者<br>用駐車場の管<br>理運営               | ○駐車場監視、事故対応等の運営体制は十分か。<br>○混雑が見込まれる時の対応は適切か。                                                                                                                                                                         | 事業計画書 I-1、II-3<br>(管理運営基本方針)<br>(一般利用者用駐車場の管理運営)               | 5 点  |      |
| Ⅳ<br>事業計画書<br>に沿って施<br>設の管理を<br>適正かつ確<br>実に行う能<br>力を有する<br>こと         | 1 安定的な運営<br>が可能となる<br>人的能力及び<br>運営体制   | ○職員体制（人数、配置体制）は十分か。<br>○責任の所在は明確か。<br>○有資格者、経験者等の配置は十分か。<br>○職員の採用、確保方策は適切か。<br>○職員の育成、研修体制は十分か。<br>○外部委託の実施計画は妥当か。<br>○共同企業体の場合、構成団体の責任・役割分担は妥当か。<br>○過去に本県の公の施設の指定管理者として重大な協定違反等をした事実はないか。<br>あった場合は適切な措置がとられているか。 | 事業計画書 I-2<br>(管理運営体制等)<br>共同企業体申請構成表<br>(様式4)                  | 10 点 | 25 点 |
|                                                                       | 2 財政状況及<br>び経営基盤                       | ○申請者の財務状況は健全か。<br>○金融機関、出資者等の支援体制は十分か。                                                                                                                                                                               | 法人等の概要、経営状況を明らかにする書類等                                          | 10 点 |      |
|                                                                       | 3 安定的な運<br>営が可能とな<br>る業務実績             | ○類似業務の実績の有無。                                                                                                                                                                                                         | 類似業務実績の資料                                                      | 5 点  |      |
| Ⅴ<br>その他                                                              | 1 利用者要望へ<br>の対応                        | ○利用者等からの苦情、要望の把握及びそれらへの対応体制は妥当か。<br>○トラブルの未然防止、発生時の対策は妥当か。                                                                                                                                                           | 事業計画書Ⅲ-1(4)<br>(ニーズ・苦情対応等計画)                                   | 4 点  | 15 点 |
|                                                                       | 2 緊急時の対応                               | ○防災対策、緊急時及び事故発生時の対策（未然防止対策を含む。）は妥当か。                                                                                                                                                                                 | 事業計画書Ⅲ-2<br>(危機管理対策)                                           | 4 点  |      |
|                                                                       | 3 情報公開、個<br>人情報保護及<br>び公益通報者<br>保護の取組み | ○情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組みは妥当か。                                                                                                                                                                                       | 事業計画書Ⅲ-3<br>(情報公開等の取組み)                                        | 4 点  |      |

|     |             |                            |                                             |       |
|-----|-------------|----------------------------|---------------------------------------------|-------|
|     | 4 県への施策への協力 | ○県が進める各種施策（別表）に対し、協力しているか。 | 法人等の概要等<br>事業計画書 I-2<br>（障がい者雇用）<br>（子育て支援） | 3 点   |
| 合 計 |             |                            |                                             | 100 点 |

（別表）県の施策への協力で評価する各種施策

- ① エコアクション 21 取得
- ② 障がい者雇用
- ③ 子育て支援
- ④ やまがたスマイル企業認定制度
- ⑤ 建設雇用改善優良事業所表彰
- ⑥ 地域貢献活動（災害活動、マイロード等）
- ⑦ 新規学卒者の雇用・インターンシップ受入れ
- ⑧ 女性の活躍推進
- ⑨ 協力雇用主としての活動
- ⑩ 新分野進出等経営革新への取組み（再生可能エネルギー分野への進出を含む）
- ⑪ 当該施設におけるキャッシュレス決済への対応
- ⑫ その他必要と認める施策

## 8 協定に関する事項

審査委員会により選定された候補者について、県議会の議決を経て指定管理者として指定した後、細部についての協議を行い、施設の管理運営に関する指定期間全体の「包括協定」を締結します。ただし、協定締結及び協定発効以前に、指定管理者の財務状況が悪化する、社会的信用を著しく失うなど、指定管理者として相応しくないと認められる状況に至った場合は、協定を締結しない、あるいは協定を解除することがあります。

また、年度ごとに施設の管理運営に係る「年度協定」の締結を行います。  
それぞれの協定の内容は次のものを予定しています。

### （１）包括協定

- ① 指定期間に関する事項
- ② 事業計画に関する事項
- ③ 管理の基準（営業時間、休業日等）及び行為制限に関する事項
- ④ 業務の内容及び範囲に関する事項
- ⑤ 物品等の帰属に関する事項
- ⑥ 事業報告（添付書類を含む。）に関する事項
- ⑦ アンケートの実施など利用者の意見や要望の把握に関する事項
- ⑧ サービス提供や管理運営状況の分析・検証に関する事項
- ⑨ 県が支払う指定管理料の総額、支払方法及び会計処理に関する事項
- ⑩ 県と指定管理者の定期的な意見交換及び協定にない問題が生じた際の連絡調整のあり方に関する事項
- ⑪ 指定の取消し、業務の停止命令に関する事項
- ⑫ 安全管理（大規模災害時の対応方針等を含む。）、リスク管理（施設の管理運営に支障が生じるような大幅な物価変動等が生じた場合の取決めを含む。）、責任分担、原状回復義務及び損害賠償等に関する事項
- ⑬ 管理運営上重大な支障が生じた場合又はそのおそれが生じた場合の指定管理者からの報告（県の求めによる資料等の提出を含む。）に関する事項
- ⑭ 情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護に関する事項
- ⑮ 業務の引継ぎに関する事項
- ⑯ 環境へ配慮した取組みに関する事項（山形県環境保全率先実行計画（第５期）の内容に留意し

た記載とする。)

- ⑰ 労働関係法令の遵守及び雇用・労働条件への配慮に関する事項
- ⑱ その他県が必要と認める事項

## (2) 年度協定

- ① 当該年度の事業の実施に関する事項
- ② 当該年度における県が支払う指定管理料の額及び支払方法に関する事項
- ③ その他県が必要と認める事項

## 9 調査及び指示

地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者が管理する施設の管理の適正を期するため必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることがあります。

## 10 関係法令等の遵守

指定管理者が業務を遂行するにあたり、関連する法令がある場合は、それらを遵守してください。施設設置条例及び関連する規則のほか、特に次の法令に留意してください。

### (1) 地方自治法

#### 第244条第2項

指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではなりません。

#### 第244条第3項

指定管理者は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはなりません。

### (2) 個人情報の保護に関する法律

#### 第66条第2項

指定管理者は、公の施設の管理の業務を行う場合において、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければなりません。

### (3) 山形県行政手続条例（平成8年3月県条例第9号）

県では、行政処分等に関する手続に関し、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって県民の権利利益の保護に資することを目的として、必要な事項を条例で定めています。

指定管理者は、この条例の適用を受ける「行政庁」に含まれると解されるため、同条例の諸規定が適用されます。

## 11 情報公開について

### (1) 申請書類の著作権及び公表

申請書類の著作権は、指定管理者に指定されるまでは申請者に、指定後は県に帰属します。指定管理者の指定後、指定管理者となった者から提出があった申請書類について、個人情報の保護に関する法律の諸規定を遵守のうえ、県は原則としてその全部を情報公開窓口（県庁の行政情報センター及び総合支庁窓口。以下同じ。）で公表します。

また、指定管理者とならなかった者から提出があった申請書類についても、県はその全部を公表することができるものとします。

### (2) 候補者の選定に関する情報等の公表

審査委員会の会議録等を県ホームページで公開します。

候補者選定手続の透明性を確保するため、審査の方法、選定基準、配点、候補者の名称・所在地

並びに候補者選定の結果及び理由（採点結果を含む。）について、県ホームページ及び情報公開窓口で公表します。

### （３）事業報告書及び財務諸表の公表

指定管理者から毎年度、県に提出される事業報告書及び財務諸表は、原則としてその全部を情報公開窓口で公表します。

### （４）管理運営状況等に係る検証結果の公表

毎年実施する管理運営状況等に係る検証結果は、県ホームページ及び情報公開窓口で公表します。

### （５）指定管理者が行う情報公開に係る県の指導

指定管理者が行う情報公開については、「公の施設に係る指定管理者の情報公開指導要綱」に基づき、県は指定管理者に対して指導できるものとします。

## 12 指定管理者の指定の取消しに関する事項等

指定管理者の業務開始前又は指定期間中に、指定管理者の候補者として選定された者又は指定管理者として指定された者が、次の事項に該当した場合は、指定管理者の候補者の選定若しくは指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

### （１）指定管理者の業務開始前までの期間における取消し事由等

- ① 県議会の議決を得られなかった場合
- ② 指定管理者の候補者又は指定管理者が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こした場合
- ③ 指定管理者の候補者又は指定管理者が提出した書類に虚偽の記載があることが判明した場合
- ④ その他指定管理者に指定することが不可能となった場合又は著しく不相当と認められる事案が生じた場合

### （２）指定期間中における取消し要件等

- ① 手続条例第３条に定める基準及び本募集要項４（３）①の「申請者に必要な資格」を満たさなくなった場合
- ② 指定管理者の財政状況が著しく悪化し、管理業務の履行が確実でないと認められる場合
- ③ 本募集要項８の県が行う必要な指示（いわゆる改善勧告）に従わない場合又は指示内容に係る改善が見られない場合
- ④ 合併・分割等による法人格の変更に伴い、再度指定手続を行う場合
- ⑤ 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理を継続させることが適当でないと認められる場合（例：法人等の解散、不適切な施設運営、施設運営収支の著しい悪化、法令又は協定等の違反、施設管理の責任者又は法人等の役員の刑事訴追、指定の取消しの申し出があった場合など）
- ⑥ 情報公開、個人情報の保護、公益通報者の保護の取扱い及び承認等の手続が不適切であると認められる場合

### （３）協定締結の解除等について

上記（１）又は（２）が適用された場合には、業務の停止を除き、協定を締結しないか又は協定を解除します。

### （４）損害賠償

上記（１）又は（２）により指定管理者の候補者としての選定又は指定管理者の指定が取り消された場合で、県に損害が発生した場合には、県は損害賠償請求を行います。

#### **(5) 管理に要した費用の清算**

上記(2)により指定管理者の指定が取り消され又は業務の全部が停止となった場合において、それまでに管理に要した費用が、県が指定管理者に支払った額に満たない場合は、指定管理者は県に対して残額を返還するものとします。

#### **(6) その他**

- ① 指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに県に報告するものとします。
- ② 自然災害等、県及び指定管理者の責めに帰することのできない事由により、業務の継続が困難になった場合には、県と指定管理者は、業務の継続の可否について協議するものとします。
- ③ 自己の都合により指定管理者からの指定の取消しを求める場合には、その後の管理業務に支障を及ぼさないよう十分な期間をもって申し出をするものとします。

### **13 その他**

協定の解釈に疑義が生じた場合又は協定に定めのない事由が生じた場合は、県と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。